

静岡県人事委員会は、職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則 6-52

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（静岡県人事委員会規則 6-6）の一部を次のように改正する。

別表職位分類表(1)一般分類職の表第2等職の項がんセンター医療職給料表(3)の欄中「第1号」を「第1号及び第2号」に改め、同表第3等職の項がんセンター医療職給料表(3)の欄中「第2号及び第3号」を「第3号から第5号」に改め、同表第4等職の項行政職給料表の欄中「ア」を削り、同項がんセンター事業職給料表の欄中「第1号」を削り、同項がんセンター医療職給料表(2)の欄中「第1号」を削り、同項がんセンター医療職給料表(3)の欄中「第1号」を削り、

同表第5等職の項行政職給料表の欄中

「

区分表の3の3級第1号イに掲げる職
区分表の2の2級に掲げる職
区分表の1の1級に掲げる職

」

を

「

区分表の2の2級に掲げる職
区分表の1の1級に掲げる職

」

に改め、

同項がんセンター事業職給料表の欄中

「

がんセンター事業職区分表の3の3級第2号に掲げる職
がんセンター事業職区分表の2の2級に掲げる職
がんセンター事業職区分表の1の1級に掲げる職

」

を

「

がんセンター事業職区分表の2の2級に掲げる職
がんセンター事業職区分表の1の1級に掲げる職

」

に改め、

同項がんセンター医療職給料表(2)の欄中

「		「	
がんセンター医療職(2)区分表の	を		に改め、
4の4級第2号に掲げる職		がんセンター医療職(2)区分の	
がんセンター医療職(2)区分表の		3の3級に掲げる職	
3の3級に掲げる職		がんセンター医療職(2)区分表の	
がんセンター医療職(2)区分表の		2の2級に掲げる職	
2の2級に掲げる職		がんセンター医療職(2)区分表の	
がんセンター医療職(2)区分表の		1の1級に掲げる職	
1の1級に掲げる職			
」		」	

同項がんセンター医療職給料表(3)の欄中「4の4級第2号及び」を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。